

# 公 告

鳥取市下水道等におけるウォーター P P P 導入可能性調査業務について、制限付き一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

## 1 業務の概要

- (1) 業 務 名 鳥取市下水道等におけるウォーター P P P 導入可能性調査業務
- (2) 履行場所 鳥取市 全域
- (3) 業務概要 本業務は鳥取市下水道等事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業）を対象にウォーター P P P の一体的な導入可能性調査を実施するものである。  
業務内容  
P P P / P F I 手法の比較検討及び選定 一式
- (4) 履行期間 本契約の締結日の翌日から令和 8 年 3 月 2 0 日まで

## 2 参加資格資料の提出ができる者

入札参加資格確認書（様式 1 - 1 号又は様式 1 - 2 号）及び本件入札の参加資格を確認するために必要な書類（以下「参加資格資料」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 令和 5 年鳥取市告示第 5 9 3 号（製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者、又は令和 7 年 7 月 1 日までに有する見込みのある者であるとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「各種調査委託」に登録されている者であること。  
なお、競争入札参加資格者名簿への登録を希望する場合には、令和 7 年 6 月 1 0 日までに必要書類を作成し、鳥取市総務部検査契約課に提出すること。
- ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日において

も、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

オ 他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

（ア）資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係 次のいずれかに該当する関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 （ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

カ 本件調達の公告日から過去5年以内に、元請として国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る、以下の（ア）及び（イ）の業務にかかる契約を履行した実績、又は（ウ）の業務にかかる契約を履行した実績を有していること。

（ア）PPP／PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザー業務

（イ）上水道、下水道又は工業用水道の事業計画等の策定業務

（ウ）上水道、下水道又は工業用水道にかかるPPP／PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザー業務

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（2）共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のアからオまでの全てに該当すること。

イ （1）のカの実績を有する者を構成員のうちに含むこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・名称
- ・事業所の所在地
- ・成立の時期及び解散の時期
- ・構成員の住所及び名称
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資の割合
- ・運営委員会
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・決算
- ・利益金の配当の割合
- ・欠損金の負担の割合
- ・権利義務の譲渡の制限
- ・業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・構成員の除名
- ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・解散後の著作権
- ・その他必要な事項

### 3 入札説明書等の交付、参加資格資料等の作成及び提出

#### (1) 入札説明書等及び参加資格資料等作成要領の交付方法

入札説明書等及び参加資格資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト (<https://www.city.tottori.lg.jp>) に掲載するとともに、希望者には次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

この公告の日から令和 7 年 6 月 1 7 日（火）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

##### イ 交付場所

鳥取市秋里 9 0 3 番地

鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室（鳥取市役所下水道部庁舎 2 階）

#### (2) 参加資格資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、参加資格資料等作成要領に基づき作成した参加資格資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

この公告の日から令和 7 年 6 月 2 0 日（金）までの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。（6 月 2 0 日（金）は正午までに必着とする。）

##### イ 提出場所

(1) のイに同じ。

ウ 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。）又は持参すること。

エ 提出部数

参加資格資料の提出部数は2部とする。

4 入札方法等

(1) 入札方法

この入札は、次に掲げるところにより郵便による入札により行うものとする。

ア 宛先 〒680-0902 鳥取市秋里903番地

鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室行

イ 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

ウ 郵送開始日 令和7年6月24日（火）

エ 到着期限 令和7年7月4日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 入札（開札）の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月7日（月） 午後1時30分

イ 場所

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階 会議室4-2

ウ 立ち合い

入札参加者が希望する場合、開札への立ち合いが可能

(3) 入札結果の公表

入札結果については、令和7年7月8日（火） 午前10時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）により閲覧に供する。

5 入札に関する質問及び回答

(1) 入札に関する質問は、質問書を作成し、令和7年6月26日（木）正午までに鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室に対し電子メールにより行わなければならない。

下水道管理室電子メール [ges-kanri@city.tottori.lg.jp](mailto:ges-kanri@city.tottori.lg.jp)

(2) 前号の質問に対する回答は、令和7年6月27日（金）午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）によりまとめて閲覧に供する。

6 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室（電話0857-30-8386）とする。

- (2) 参加資格資料等の作成と提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (3) 参加資格資料等の提出書類は返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会を行わない。
- (5) 提出された参加資格資料等は提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。
- (6) 本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第5号）第24条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。